

## ロッカー等を利用した洗濯物の受取り及び引渡しに係る衛生措置等について

### 第1 目的

ロッカー等を利用した洗濯物の受取り及び引渡しについて、施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等に関し、営業者が遵守すべき措置を定めることにより、ロッカー等を利用した洗濯物の受取り及び引渡しに起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

### 第2 定義

- 1 「セルフ式ロッカー型クリーニング取次所」とは、利用者が操作するロッカーにて洗濯物の受取り及び引渡しをする取次所をいう。
- 2 「指定洗濯物」とは、クリーニング業法施行規則第1条各号に規定する洗濯物をいう。
- 3 「下着等洗濯物」とは、クリーニング業法施行規則第1条第1号から第4号に規定する洗濯物をいう。

### 第3 構造設備等

セルフ式ロッカー型クリーニング取次所（以下「取次所」という。）は、次の要件に適合するロッカーが設置されたものでなければならない。

- 1 指定洗濯物を含まない洗濯物を取り扱う場合
  - (1) 堅固な構造を有するものであること。
  - (2) ロッカーの各区画は、密閉式構造であり、それぞれ鍵のかかる構造であること。
  - (3) ロッカーの各区画は、清掃が容易に行える構造であること。
  - (4) 受取りをする洗濯物の種類について表示があること。
  - (5) テレビ電話装置による通話その他の対面に相当する方法により営業者と利用者が洗濯物の処理について通話することができる設備を有するものであること。
  - (6) 前号の設備による通話ができる時間帯について表示があること。
  - (7) 屋内その他の雨のかからない場所に設置されたものであること。
  - (8) 管理に支障を及ぼすおそれがない場所に設置されたものであること。
- 2 下着等洗濯物を含む洗濯物を取り扱う場合
  - (1) 前項各号の要件を満たすこと。
  - (2) ロッカーの各区画から臭気及び水分が容易に漏れない構造であること。
  - (3) ロッカーの各区画の内壁は、不浸透性材料で作られていること。
  - (4) ロッカーの各区画を複数の利用者が利用する構造でないこと。
  - (5) ロッカーの各区画で受け取った洗濯物については消毒を行う旨の表示があること。

## 第4 管理

営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

### 1 共通事項

- (1) 洗濯物は、取次所以外で取り扱わないこと。
- (2) バッグ内の洗濯物は、取次所で出し入れ等行わないこと。
- (3) テレビ電話装置による通話その他の対面に相当する方法により営業者と利用者が洗濯物の処理について通話することができる体制を整えておくこと。
- (4) 下着等洗濯物以外の指定洗濯物は、取次所で受取りを行わないこと。

### 2 指定洗濯物を含まない洗濯物を取り扱う場合

- (1) 第3の第1項の要件を満たすロッカーで密閉式バッグにより受取りが行われるものであること。
- (2) 取次所で受け取った洗濯物が指定洗濯物でないことを確認し、その記録を3年間保存すること。

### 3 下着等洗濯物を含む洗濯物を取り扱う場合

- (1) 第3の第2項の要件を満たすロッカー（以下「下着等洗濯物ロッカー」という。）で臭気及び水分が容易に漏れない密閉式バッグにより受取りが行われるものであること。
- (2) 取次所で受け取った洗濯物が下着等洗濯物以外の指定洗濯物でないことを確認し、その記録を3年間保存すること。
- (3) 下着等洗濯物を受け取ったときは、その都度、下着等洗濯物ロッカーの区画の内壁をアルコール等で清拭により消毒し、その記録を3年間保存すること。
- (4) 下着等洗濯物の受取りに使用したバッグは、使用の都度、アルコール等で清拭により消毒し、その記録を3年間保存すること。
- (5) 下着等洗濯物ロッカーでの保管期間は、下着等洗濯物ロッカーにて利用者から下着等洗濯物を受け取ってから原則24時間以内とし、保管後は適切なクリーニング所において当該下着等洗濯物を処理すること。